三　当該特例港湾運営会社の指定の理由

1　名古屋港埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、名古屋港港湾計画に適合するものであると認められる。

2　1のほか、名古屋港埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3　名古屋港埠頭株式会社は、特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4　名古屋港埠頭株式会社の所有する埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することは、特定埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5　以上により、名古屋港埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が名古屋港管理組合である埠頭群を運営する者として指定する。

○東北地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年東北地方整備局告示第百三十一号盛岡広域都市計画道路事業三・三・三十二号盛岡駅長田町線

三　事業施行期間　自平成二十年四月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　西予市宇和町信里四四五番二から同市宇和町信里七四三番二地先まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十五日

○九州地方整備局告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　工事区間　工事の種類　工事完了の期日

二百十八号　延岡市北方町南久保山字石畳から同市北方町曽木字壱丁鐘まで　改築　平成二十六年十一月二十五日

○九州地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三号　唐津市厳木町厳木字下厳木七一四番三から同市厳木町厳木字厳木七〇八番まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十五日

国会事項

衆議院

報告書受領

十一月二十日国と地方の協議の場議長菅義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十六年度第二回）における協議の概要に関する報告書

議事日程

十一月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十一号

平成二十六年十一月二十一日（金曜日）

午後一時開議

第一　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第百八十六回国会、内閣提出）（参議院送付）

第二　財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第百八十六回国会、本院提出）（参議院送付）

第三　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

参議院

議事日程

十一月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成二十六年十一月二十一日（金曜日）

午前十時開議

第一　まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出、衆議院送付）

第二　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

質問主意書提出

十一月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

信用保証協会への代位弁済請求及び信用保証協会による債務者への取立ての実態に関する質問主意書（川田龍平提出）（第九九号）

消費税再増税延期に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一〇〇号）

政府開発援助大綱見直しに関する質問主意書（藤末健三提出）（第一〇一号）

グローバル市場拡大を前にした我が国ＬＥＤ産業の国家戦略に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第一〇二号）

報告書提出

十一月二十日委員長から次の報告書を提出した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）審査報告書

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（閣法第二七号）審査報告書

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書

報告書受領

十一月二十日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十六年度第二回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣江渡聡徳帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月二十日）